

動手当 (mobility allowance) を週7ポンドから10ポンドに引上げるには年に2700万ポンドの追加費用を必要とする。無拋出の重症障害者年金 (全く労働不能の障害者に支給される) を国民保険の該当する年金の基本レベルに引上げるには2千万ポンドの追加費用を要する。

重症障害者介護手当 (近親者である障害者を世話するため、就業できない者に支給) を妻とその他の近親者にも範囲を広げるのに3500万ポンドの追加費用を要する。

家族所得維持制度は非常に経費がかかる。家族所得補足 (Family income supplement) — 児童を有する低賃金所得者に対して支給 — を廃止するコストは50億ポンドとなる。それは、週8.50ポンドの児童給付 (Child Benefit) の新設によるものである。

政府資料には、タックス・クレジット・システム、短期給付への課税についての費用推計、あるいは国民保険基金の巨額な余剰金を減らす処置などについて全くふれていない。これらの点にふれることは、建設的な意見の場であるセミナーを政党政略の争いにまきこむ懼れを配慮したからであろう。

The Times, June 30, 1977.

(田中 寿 国立国会図書館)

児童給付制度をめぐって

(イギリス)

英国では、1975年8月7日、児童給付法 (Child Benefit Bill) が制定された。これは1977年4月より、家族手当と児童扶養控除を統一して、すべての児童に児童給付を支給することを決めたものであった。その第1歩として、すでに片親家庭の第1子には週1.5ポンドの児童給付が支給されていた。

しかし、1976年5月、政府はこの新しい制度がインフレを克服するための政府の政策に過度の重圧を課すことを理由に、撤回したい旨を表明した。

Child Poverty Action Groupは、他の多くの組織の支持をうけて、児童給付制度の実施を要求するための国民運動に乗り出した。計画の変更は政府の側での約束の不履行とみなされてきた。政府の方向転換により誘発された怒りは、完全児童給付制度に対するたたかいに勝利を得るまで、くすぶり続けるようにみえた。

1976年9月23日、国務大臣はこの目的に向って一步をしるす妥協案を表明した。「児童給付制度は1977年4月から段階的に実施されるであろう。11歳未満の児童に対する扶養控除を廃止し、その代り免税の児童給付を母親に支給する。1978年には児童扶養控除の対象児童をさらに減らし、1979年にはそれを完全に廃止し、全児童に児童給付を支給することとする」。

Social Administration Digest, Journal of Social Policy, April. 1977.

(都村敦子 社会保障研究所)